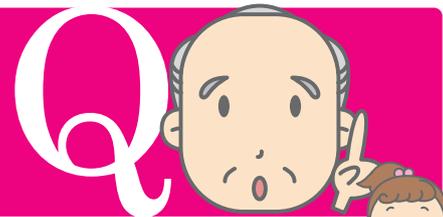




家族信託のメリットとデメリットを 教えてください。



柔軟な資産管理や認知症対策に非常に役立ちますが、費用や手続きの複雑さ、柔軟性の制約にご注意を。



まず、家族信託の一番のメリットは「柔軟に財産を管理できる」ことです。たとえば、高齢になって認知症などで判断力が低下しても、信頼できるご家族が代わりに財産の管理ができます。一般的には成年後見制度を使いますが、家族信託の場合、後見制度に頼らずにスムーズに財産の管理を続けることができるようになります。

また、「遺言の代わり」として活用できます。信託を設定する際に「この財産は誰に残すか」を決めておけるので、いざという時にもめ事が少なく、残されたご家族がスムーズに受け取ることができます。さらに「二次相続」も設定できます。たとえば「まずは妻に、次は子供たちに」など、あらかじめ

め資産の流れを決めておくことができ、将来の家族内のトラブルを防ぐ効果も期待できます。

家族信託のデメリットの一つは、「費用」がかかること。信託契約を作るには、専門家の手を借りることが多く、手続き費用がかかります。さらに、信託財産を管理するための登記手続きなども必要なので、実際に始めるにはある程度の準備が必要となります。また、金融機関で信託口座を設ける場合、口座開設が可能な店舗も限られることが多いです。

また、信託を一度設定すると、途中での変更が難しい点にも注意が必要です。たとえば、一度決めた受益者（財産を受け取る人）を後から変更したい

場合、信託内容によっては手続きが非常に複雑になります。資産を信託に入れてしまうと、信託の内容に従って管理されるため、ご自身やご家族が自由にその財産を動かすことが難しくなることもあります。

さらに税金の扱いが複雑で、誤った申告をすると税務上のリスクも出てきます。特に不動産や株式のような資産を信託に組み入れる場合には、専門的な知識が必要になることもあります。

家族信託を安心して活用するためには、まずは信頼できる専門家（司法書士や行政書士、弁護士など）に相談し、家族と一緒にじっくり検討することをおすすめします。

(行政書士兼FP 高田 哲朗)

定期的に遺言相続セミナーを市民センター等で開催。
希望者の方には無料相続相談会も開催しています。
日時、内容等、下記の事務所にお問合せ下さい!



野田市山崎

行政書士 飯田法務経営事務所
行政書士 飯田 利治

〒278-0022
野田市山崎 2635-7
H・MレジデンスA棟 315
電話：050-3748-0168
FAX：050-3588-8093
<https://tiidal68.jimdofree.com>



松戸市大谷口

行政書士 半田事務所
行政書士 半田 直子

〒270-0005
松戸市大谷口 265-1-409
電話：047-705-9088
FAX：047-705-9088
<https://handa-office.jimdofree.com>



松戸市馬橋

たかた行政書士事務所
行政書士 高田 哲朗

〒271-0051
松戸市馬橋 2422-1
ジュンパレス 305
電話：050-3743-5844
FAX：050-3457-7090
<https://office-takata.jp>



固定資産税の通知書は なぜ保存しておくの？



相続や税務手続きで資産確認と証明に 必須の書類だからです。

固定資産税の通知書は、市役所などから毎年送られてくる自分が所有する土地や建物に対する税金の金額や支払い期限が記載されている書類です。

この通知書は、相続や遺言を書く時に役立ちます。まず①相続や遺言を行う際には被相続人（亡くなった方）の全ての資産を正確に把握することが必要です。固定資産税の通知書には、所有している土地や建物の情報が詳細に記載されています。この情報を元に、被相続人の不動産資産を確実に把握することができます。②固定資産税の通知書にはその土地や建物の評価額も記載されています。

この評価額は相続税の計算の基準となるので、正確な評価額を知るために通知書は重要です。特に不動産の評価が高い場合、相続税に大きく影響することがあります。③相続や遺言執行に際しては、様々な公的手続きが必要です。その際に固定資産税の通知書が正式な証明書類として使用されることがあります。例えば、不動産の名義変更や遺産分割協議書の作成において、固定資産の確認が求められることがあります。④固定資産の情報が正確に把握されていないと、相続人間での紛争が発生する可能性があります。固定資産税の通知書を

保管しておくことで、所有している資産に関する誤解や争いを未然に防ぐことができます。

その他にもこの通知書を保存しておく理由があります。税金の額や支払い状況についての疑問が生じた時、過去の通知書を見直すことで確認ができます。また、万が一、税金の支払いに関するトラブルが生じた時に、通知書が証拠として役立ちます。税金の控除やその他の公的な手続きを行う際に、通知書が必要になることがあります。

通知書を紛失しないよう特定の年の税金関連の書類を一つのファイルにまとめると探しやすくなります。基本的に通知書は、5年間は保存しておくことが奨励されています。

このように、固定資産税の通知書をきちんと保存することで、将来的なトラブルを防ぎ、必要な時にすぐに対応できるようになります。

(行政書士 半田 直子)

山林の相続には、どんな 注意が必要ですか？



他の相続財産とは異なる 特有の問題に注意が必要です。

山林の相続は、財産の移転という側面だけでなく、森林資源の管理や環境保全にも関わる重要な課題です。

都市部に住む人が多くなる中で、彼らが山林を相続する場合も増え、当然、山林の維持管理の知識や関心が低いことが現実です。

そのため、山林の相続にはどのような点が考慮されるべきかを事前に検討することが極めて重要です。

まず、はじめに考えなければならぬことは、山林の相続には多くの法的な手続きが必要であることです。

不動産として扱われる山林は、登記や名義変更が必要になり、固定資

産税も課されます。また、価値の評価方法が複雑で、税理士や土地家屋調査士等の専門家に評価を依頼することが求められます。

さらに、山林の評価は、敷地の広さの割に低い場合が多く、維持管理に手間とコストがかかる為、相続希望者が少ない事も問題になります。

仮に、山林を管理せず放置したりすると、土砂災害や森林火災のリスクが増えることが懸念されます。木々が密集したまま放置されると病虫害の温床になり、災害時の被害を拡大させるリスクが高くなる為です。

なので、山林の適切な手入れや整

備は、相続者にとっての責務となり、地域や自治体との協力管理体制を構築する検討が必要になってきます。

加えて、山林相続は環境問題とも密接に関連しています。森林は二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の抑制をするからです。

一方で、心情面や感情面についても考える必要があります。山林は先祖代々受け継がれた財産である場合が多く、家族の思い出や地域の歴史が詰まっていることが多いからです。全国的に、精神的な価値を重視して山林が継続していることも多いです。

以上のように、山林の相続には法的、経済的、環境的、精神的な側面が複雑に関わりあっています。相続者には、土地の継承者という立場を超え、自然環境の保護者としての役割も期待されています。山林を相続される方は、早めに専門家へご相談されることを強くおすすめします。

(行政書士兼FP 飯田 利治)